

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について (「緊急事態宣言」を受けて)

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出されましたが、保育所等の今後の対応については下記のとおりです。

なお、今後状況に変化があった場合には、今回の取扱いに変更が生じる場合があります。

記

1 保育所等の運営について

通常どおり開所します。

2 健康管理について

園での感染拡大を防止するため、園児をはじめ、ご家族の皆様の体調管理等についても引き続き手洗いうがいの徹底をお願いします。また、園が行う感染症対策へのご協力も重ねてお願いいたします。

ご家族が濃厚接触者に特定されたり PCR 検査を受けるなど、感染の疑いがある場合には、至急、園へ連絡してください。あわせて、園児の登園は控えていただきますよう再度お願いします。

3 園児や職員等が陽性と判明した場合

園児や職員等が陽性と判明した場合等は、加古川健康福祉事務所に相談の上、感染拡大防止のため登園自粛や臨時休園の措置をとることがあります。